

別表4 建築物に関する手数料(電子申請含む)

## 確認申請手数料 西日本エリア(愛知県以西)

株式会社J建築検査センター

以下の3項目に全て該当する場合、適用します。

- ①申請地:愛知県以西(愛知県、岐阜県、富山県以西)
- ②申請代理者:愛知県以西に所在を置く代理者
- ③申請支店:大阪支店(紙申請、電子申請含む)

### 1 一戸建ての住宅 申請手数料 (法第6条の4による確認の特例建築物)

(単位:円)

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m <sup>2</sup> 以内	17,000	18,000	25,000
100 - 200 m <sup>2</sup> 以内	28,000	27,000	27,000
200 - 300 m <sup>2</sup> 以内	38,000	39,000	48,000
300 - 500 m <sup>2</sup> 以内	48,000	44,000	57,000

### 2 一戸建ての住宅 申請手数料 (上記以外)

(単位:円)

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m <sup>2</sup> 以内	20,000	20,000	24,000
100 - 200 m <sup>2</sup> 以内	22,000	28,000	29,000
200 - 500 m <sup>2</sup> 以内	50,000	50,000	55,000
500 - 1,000 m <sup>2</sup> 以内	100,000	120,000	124,000

### 3 住居系 (上記1・2以外で主要な用途が長屋、共同住宅、寄宿舍) 申請手数料

(単位:円)

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m <sup>2</sup> 以内	32,000	33,000	43,000
100 - 200 m <sup>2</sup> 以内	42,000	43,000	52,000
200 - 500 m <sup>2</sup> 以内	54,000	63,000	72,000
500 - 1,000 m <sup>2</sup> 以内	113,000	85,000	96,000
1,000 - 2,000 m <sup>2</sup> 以内	154,000	123,000	140,000
2,000 - 3,000 m <sup>2</sup> 以内	230,000	135,000	187,000
3,000 - 4,000 m <sup>2</sup> 以内	267,000	161,000	209,000
4,000 - 5,000 m <sup>2</sup> 以内	286,000	190,000	228,000
5,000 - 6,000 m <sup>2</sup> 以内	342,000	240,000	300,000
6,000 - 8,000 m <sup>2</sup> 以内	392,000	250,000	330,000
8,000 - 10,000 m <sup>2</sup> 以内	432,000	280,000	360,000
10,000 - 20,000 m <sup>2</sup> 以内	560,000	320,000	420,000
20,000 - 30,000 m <sup>2</sup> 以内	640,000	380,000	500,000
30,000 - 40,000 m <sup>2</sup> 以内	720,000	440,000	560,000
40,000 - 50,000 m <sup>2</sup> 以内	810,000	500,000	620,000
50,000 - 100,000 m <sup>2</sup> 以内	1,100,000	700,000	800,000
100,000 - 200,000 m <sup>2</sup> 以内	1,400,000	860,000	1,100,000
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	1,700,000	1,050,000	1,350,000

#### 4 住居系以外 申請手数料

(単位:円)

床面積	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0 - 100 m <sup>2</sup> 以内	36,000	49,000	52,000
100 - 200 m <sup>2</sup> 以内	48,000	59,000	74,000
200 - 500 m <sup>2</sup> 以内	65,000	70,000	78,000
500 - 1,000 m <sup>2</sup> 以内	117,000	105,000	120,000
1,000 - 2,000 m <sup>2</sup> 以内	188,000	140,000	182,000
2,000 - 3,000 m <sup>2</sup> 以内	280,000	162,000	205,000
3,000 - 4,000 m <sup>2</sup> 以内	334,000	190,000	251,000
4,000 - 5,000 m <sup>2</sup> 以内	353,000	200,000	260,000
5,000 - 6,000 m <sup>2</sup> 以内	422,000	270,000	330,000
6,000 - 8,000 m <sup>2</sup> 以内	472,000	300,000	360,000
8,000 - 10,000 m <sup>2</sup> 以内	532,000	330,000	410,000
10,000 - 20,000 m <sup>2</sup> 以内	640,000	380,000	490,000
20,000 - 30,000 m <sup>2</sup> 以内	720,000	450,000	580,000
30,000 - 40,000 m <sup>2</sup> 以内	800,000	520,000	640,000
40,000 - 50,000 m <sup>2</sup> 以内	900,000	600,000	710,000
50,000 - 100,000 m <sup>2</sup> 以内	1,200,000	850,000	910,000
100,000 - 200,000 m <sup>2</sup> 以内	1,700,000	1,050,000	1,300,000
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	2,200,000	1,200,000	1,550,000

・中間および完了検査には、検査手数料の他に交通費「11検査手数料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費」が必要となります。

#### 5 計画変更手数料

##### ①直前の確認済証の交付を当社から受けている計画変更確認の申請手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料
構造強度にかかる審査を要する計画変更	確認基本手数料(第2条)の60%
構造強度にかかる審査を要しない計画変更	確認基本手数料(第2条)の40%
うち、変更内容が小規模な計画変更(※)	確認基本手数料(第2条)の20%

(※) 小規模な計画変更とは次のいずれかに該当する変更

- イ) 建築物の外形変更を伴わず、高さ関係の再審査を要しない敷地形状の変更(配置変更を含む)
- ロ) 高さ関係の再審査を要しない部分的かつ小規模な地盤レベルの変更
- ハ) 局所的な間仕切り壁の位置、外壁開口部の大きさ、位置の変更
- ニ) その他上記同等以内の小規模な変更と認められるもの

##### ②直前の確認済証の交付を当社から受けていない計画変更確認の申請手数料

直前の確認済証の交付を当社から受けていない計画変更確認の申請手数料は「確認申請手数料(第2条)」の規定を適用する。

6-1 一戸建ての住宅 構造計算(ルート2基準、限界耐力計算を除く)の審査を要する追加手数料

(単位:円)

床面積の合計	手数料
0 - 100 m <sup>2</sup> 以内	10,000
100 - 500 m <sup>2</sup> 以内	15,000
壁量計算の審査を要する建築物(令46条)	12,000
構造適判を必要とする建築物で500m <sup>2</sup> 以内のもの	60,000

6-2 住居系、住居系以外 構造計算(ルート2基準、限界耐力計算を除く)の審査を要する追加手数料

(単位:円)

床面積の合計	手数料
0 - 100 m <sup>2</sup> 以内	18,000
100 - 200 m <sup>2</sup> 以内	27,000
200 - 500 m <sup>2</sup> 以内	35,000
壁量計算の審査を要する建築物(令46条)	12,000
構造適判を必要とする建築物で500m <sup>2</sup> 以内のもの	60,000

6-3 構造計算上の別棟の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料(n=構造計算上の別棟となる総棟数)
構造計算上の別棟の審査を要する建築物	確認申請手数料×20%×(n-1)(千円未満切り捨て)

6-4 限界耐力計算(免震)等の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料
限界耐力計算等の審査を要する建築物	確認申請手数料×20%

6-5 特定天井等の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

対象面積の合計	手数料	
	特定天井を設ける場合	落下防止措置を講じる場合
0 - 500 m <sup>2</sup> 以内	120,000	240,000
500 - 2,000 m <sup>2</sup> 以内	180,000	360,000
2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	240,000	480,000

6-6 ルート2基準の審査を要する場合の追加算手数料

(単位:円)

床面積の合計	手数料
0 - 500 m <sup>2</sup> 以内	70,000
500 - 1,000 m <sup>2</sup> 以内	125,000
1,000 - 2,000 m <sup>2</sup> 以内	167,000
2,000 - 10,000 m <sup>2</sup> 以内	192,000
10,000 - 50,000 m <sup>2</sup> 以内	255,000
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	469,000

7 増築・用途変更等の場合で、既存部分に審査が遡及される場合の追加手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料
増築等の場合で既存部分に審査を要する建築物	確認申請手数料×40%

8 性能規定等の審査を要する場合の追加手数料(避難安全検証法・耐火性能検証法等)

(単位:円)

建築物の種別	手数料		
	区画・階避・全館避難安全検証法(階数が1)	全館避難安全検証法(階数が2以上)	耐火性能・防火区画検証法
0 - 2,000 m <sup>2</sup> 以内	43,000	65,000	43,000
2,000 - 10,000 m <sup>2</sup> 以内	75,000	113,000	75,000
10,000 - 50,000 m <sup>2</sup> 以内	107,000	161,000	107,000
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	161,000	242,000	161,000

### 9 天空率の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

床面積の合計	手数料
0 - 500㎡以内	5,000

### 10 バリアフリー法、バリアフリー条例、エレベータ併願の審査を要する場合の追加手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料
0 - 500㎡以内	5,000

### 11 検査手数料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費

※距離は大阪支店からの直線距離で算定します。 ※島しょ部は別途お見積りいたします。

(単位:円)

地域区分	地域	出張費交通費
地域:A	大阪府内	0
	兵庫県内(50km内)、京都府内(50km内)、奈良県内(50km内)	
地域:B	滋賀県内、和歌山県	16,500
	兵庫県内(50km超)、京都府内(50km超)、奈良県内(50km超)	
上記以外の地域 当機関からの距離		出張費交通費
地域:C	300km 以内	38,500
地域:D	300km 超 - 500km 以内	22,000 + 交通手段による実費
地域:E	500km 超 - 750km 以内	33,000 + 交通手段による実費
地域:F	750km を超える地域	44,000 + 交通手段による実費

### 12 仮使用認定手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料	
0 - 5,000㎡以内	確認を当社で受けている場合	180,000
	確認を他機関(行政を含む)で受けている場合	240,000
5,000㎡を超えるもの	別途お見積りいたします。	

### 13 建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物の完了検査の加算手数料

(単位:円)

建築物の種別	手数料	
	全て	一部
判定を当社で受けている場合	完了検査手数料×20%	完了検査手数料×20%× (判定を要する部分の床面積/検査対象面積)
判定を他機関(行政を含む)で受けている場合	完了検査手数料×40%	完了検査手数料×40%× (判定を要する部分の床面積/検査対象面積)

### 14 その他の加算手数料

(単位:円)

種別	手数料
完了検査追加説明書の審査手数料	計画変更手数料と同額

#### 【確認について】

※「(S1)-(S2)㎡以内」という表記は「(S1)㎡超～(S2)㎡以内」を表します。

※ 特例建築物の戸建住宅において申請日当日に質疑を希望する場合は、当該料金に3,000円を加算します。

#### 【検査について】

※検査対象面積が2,000㎡を超え、検査員と補助員の複数名となる場合は、複数名分の割増料金を加算します。

※他機関で確認を受けた物件の検査料については、当該検査料に中間の場合1.2を、完了の場合には1.5を乗じた金額とします。

※検査時間連絡後のお客様(申請者)の都合による検査予定日の変更・取消に関しては、変更・取消手数料を別途申し受けます。

検査予定日より3営業日前	: 支払総金額の20%
検査予定日より2営業日前	: 支払総金額の30%
検査予定日の前日	: 支払総金額の50%
検査予定日当日	: 支払総金額の全額

#### 【消費税について】

※「11 検査料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費」以外は非課税です。

別表2 建築設備及び工作物に関する手数料

1 建築設備 申請手数料

(単位:円)

	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
昇降機(エスカレーター、エレベーター)	40,000	30,000	50,000
ホームエレベーター	35,000	25,000	35,000
小荷物専用昇降機(段差解消装置含む)	30,000	20,000	30,000

※計画変更手数料は、確認申請手数料の半額とする。

2 工作物申請手数料

(単位:円)

		確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
工作物 [令138条第1項]	同項各号にあげる工作物	46,000	45,000	45,000
工作物 [令138条第2項]	同項第1号工作物			
	同項第2号及び3号工作物 (水平投影面積10㎡、高さ5m以下)			
	同項第2号及び3号工作物 (水平投影面積10㎡、高さ5mを超えるもの)			
工作物 [令138条第3項]	同項各号にあげる工作物	※別途お見積りいたします		

※上記手数料以外に追加手数料が発生する場合がございますので、◆別表1 建築物に関する手数料内の「11 検査料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費」及び「14その他加算手数料」をご確認ください。